

座間市シティプロモーションロゴマークの使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、座間市（以下「市」という。）のシティプロモーションロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「マニュアル」とは、ロゴマークデザインマニュアルをいう。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークは、その使用に当たり次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 市及び市民活動の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、宗教又は選挙の活動に利用、又は利用されるおそれのあるとき。
- (4) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する営業に使用するとき。
- (6) マニュアルに基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (7) その他市長が不適当な使用と認めたとき。

(使用期間)

第4条 ロゴマークを使用できる期間は、第五次座間市総合計画一ぎま未来プランナーの計画期間（令和13年3月31日まで）とする。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。この場合において、ロゴマークのイメージは、マニュアルに記載のとおりとする。
- (2) 商品等で使用する場合は、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令を遵守すること。

(使用の禁止等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を禁止することができる。

(1) この要領に違反したとき又は違反することが判明したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用が禁止された者は、使用の禁止の通知があった日以後、当該物を使用してはならない。

3 市長は、第1項の規定により使用を禁止したときは、その使用者に対し、当該物の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第8条 前条の規定によりロゴマークの使用を禁止した場合、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

2 使用者がロゴマークの使用によって本人又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(権利の帰属)

第9条 ロゴマークの権利は、市に帰属するものとする。

(争論等の解決)

第10条 ロゴマークの使用に関し、論争又は訴訟が生じたときは、使用者の責任及び費用負担において解決するものとする。

(差止請求)

第11条 市長は、ロゴマークの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めるときは、著作権法（昭和45年法律第48号）第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

(損害賠償)

第12条 使用者のロゴマークの使用において、市に損害が生じたときは、市は、その損害の賠償を請求することができる。

(その他の事項)

第13条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。